

# 国登録有形文化財北海道知事公館保存活用検討会開催要領

## 第1 目的

北海道知事公館（以下「知事公館」という。）の修復、改修等を行うにあたり、登録有形文化財（建造物）としての適切な保存、活用に必要な修復等内容について、専門的な立場からの意見を聞くため、国登録有形文化財北海道知事公館保存活用検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

## 第2 議題

検討会は、次の事項について、出席者が意見交換を行うものとする。

- (1) 知事公館の修復、改修工事の方法に係る事項
- (2) 知事公館の保存活用計画に係る事項
- (3) その他、知事公館の保存・活用に必要な事項

## 第3 構成

検討会は、有識者等の中から財産担当局長が協力を依頼し、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

## 第4 設置期間

検討会の設置期間は、構成員が協力依頼を受けた日から令和9年3月31日までとする。

## 第5 運営

- (1) 検討会は、必要に応じて総務部イノベーション推進監が招集し、主催する。
- (2) 検討会に座長を置き、財産担当局長が指名する。
- (3) 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 財産担当局長が特に必要があると認めるときは、委員以外の者に検討会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

## 第6 オブザーバー

検討会には、オブザーバーを置くことができる。

## 第7 その他

- (1) 検討会の事務は、総務部イノベーション推進局財産活用課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、検討会運営に関し必要な事項は、財産担当局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月10日から施行する。

別表

【構成員】

(敬称略、50音順)

氏名	所属	専門分野
石橋 達勇	北海学園大学工学部建築学科 教授	公共施設 (建築計画)
小篠 隆生	(一社)新渡戸遠友リビングラボ 理事長	建築意匠・改修 ・利活用
椎野 亜紀夫	札幌市立大学デザイン学部 教授	都市公園
野村 理恵	北海道大学大学院工学研究院 准教授	コミュニティデザイン
森 朋子	札幌市立大学デザイン学部 教授	景観・環境